



特別会計

全ての特別会計で黒字の決算

地方自治体の会計には、一般会計とは別に特定の収入で支出を賄う「特別会計」があります。本市では、左表のとおり、国民健康保険や介護保険、下水道事業など9つの特別会計があり、25年度は全て

◆特別会計決算額・地方債残高				(単位：万円)
会 計 名		歳入決算額	歳出決算額	25 年度末 地方債残高
国民健康保険	事業勘定	138 億 9	131 億 9,154	－
	直営診療施設勘定	9 億 5,212	9 億 4,576	11 億 7,993
後期高齢者医療		10 億 6,294	10 億 5,956	－
介護保険	保険事業勘定	98 億 5,587	98 億 4,104	－
	介護サービス事業勘定	3 億 3,201	3 億 3,041	5 億 7,957
簡易水道事業		14 億 8,905	14 億 1,410	80 億 1,928
下水道事業		38 億 4,458	38 億 4,294	247 億 617
農業集落排水事業		18 億 5,054	18 億 4,868	140 億 8,081
浄化槽事業		3 億 3,868	3 億 3,791	11 億 7,810
バス事業		9,765	9,765	297
米里財産区		1,252	1,252	－
合 計		336 億 3,605	329 億 2,211	497 億 4,683

の会計で黒字決算となりました。

国民健康保険特別会計（事業勘定）では、医療費が減少し、24年度と比較し保険給付費が約2億円、歳出総額では約3億円の減。介護保険特別会計（保険事業勘定）では、介護施設の整備が進んだことで利用者が増加し、24年度と比較すると保険給付費が約4億3千万円、歳出総額では約2億円の増となりました。

企業会計

3事業で黒字の決算を達成

地方自治体が経営する地方公営企業は、一般会計から独立して運営しています。本市には4つの公営企業があり、その決算状況についてお知らせします。《水道事業会計》水道事業では、生活用水の安定供給のため、ダム受水に

向けた施設整備や老朽管などの施設更新を計画的に行いました。

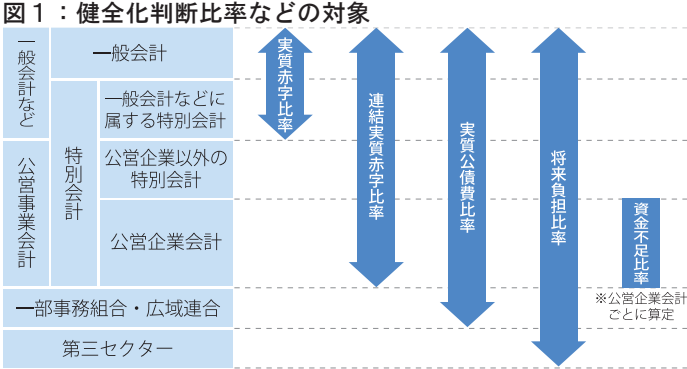
《国民宿舎等事業会計》サンホテル衣川荘では、24年度に引き続き経営の改善を目指して民間支配人を招聘し、営業の強化と販売管理費の削減に取り組む一方、さまざまな企画を立ち上げました。

まず、休止中だった「HOKUTEN」を昨年11月にリニューアルオープン。そのほか、地元事業者と連携した新

たな夕食プランを立ち上げ、従業員の資質向上のための研修にも力を入れました。

しかし、東日本大震災の復興関連需要や平泉の世界遺産登録効果が落ち着いたこと、宴会や法事の利用者数が減少したことなどにより、単年度での収支の改善にはつながりませんでした。

今後は、引き続き人件費、管理費などの削減に取り組むと共に、インターネットやマスコミを利用した情報発信の



◆ 25 年度決算に基づく健全化判断比率など						(単位：％)
項 目 名	実 質 赤 字 比 率	連 結 実 質 赤 字 比 率	実 質 公 債 費 比 率	将 来 負 担 比 率	資 金 不 足 比 率	
奥州市	－	－	16.8	152.8	－	
早期健全化基準	11.56	16.56	25.0	350.0		
財政再生基準	20.00	30.00	35.0			
経営健全化基準					20.00	

※赤字額がないため、実質赤字比率と連結実質赤字比率は「－」と表示
※資金不足が生じていないため、資金不足比率は「－」と表示

健全化判断比率

健全化判断比率は基準を下回る

19年に制定された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、市の財政の健全度を表す「健全化判断比率（下表の4つに分類）」と公

営企業の健全度を表す「資金不足比率」を算定し、公表することなどが義務付けられました。それぞれの指標が対象としている会計の範囲は、一般会計だけでなく、市が関係する全ての会計を対象とする

ことで、市の財政状況の実情が分かるようになっていきます（図1）。指標ごとに判断基準は異なりますが、これらの比率が高くなるほど、健全ではないこととなります。一定

比率を超えた場合には、国の関与を受けて財政の健全化を進めることになります。

本市の健全化判断比率は早期健全化基準以下、各公営企業の資金不足比率も経営健全化基準以下と、ともに健全な状態を維持。しかし、実質公債費比率および将来負担比率は高い数値で推移しており、今後も公債費の縮減などに努めていく必要があります。

用語解説

- 自主財源…市税、使用料など地方公共団体が自らの権限で収入できるお金
- 依存財源…地方交付税、市債、国庫支出金など国や県から入るお金
- 義務的経費…支出が義務付けられていて、任意に削減できない経費（人件費、扶助費、公債費）
- 投資的経費…道路や学校建設など、資本形成のため支出する経費
- 実質赤字比率…一般会計など（本市では一般会計とバス事業特別会計）の赤字の度合いを表す指標
- 連結実質赤字比率…一般会計、特別会計、企業会計を対象にして、赤字の度合いを表す指標
- 実質公債費比率…地方税や普通交付税などのように、用途が特定されず毎年度経常的に収入されるお金のうち、公債費に充てたものの割合を表す指標。18%を超えると、地方債の発行に県知事の許可が必要になる
- 将来負担比率…一般会計から第三セクターまで全ての会計を対象にして、将来負担することになる実質的な負債を表す指標
- 資金不足比率…公営企業会計の赤字の度合いを表す指標
- 早期健全化基準…一定の数値を超えた場合、財政健全化計画の策定などが義務付けられることになる基準
- 財政再生基準…一定の数値を超えた場合、国の管理指導のもとで財政再生を目指すことになる基準
- 経営健全化基準…一定の数値を超えた場合、経営健全化計画の策定などが義務付けられることになる基準
- 収益的収支…公営企業の1年間の営業活動に係る収入と支出
- 資本的収支…公営企業の将来の営業活動に備えて行う設備投資に係る収入と支出